

議案第33号

磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙の
ように制定する。

令和7年2月14日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例（平成17年磐田市条例第228号）の一部を次のように改正する。

別表乳幼児健康診断料の項を次のように改める。

乳幼児健康診断料	1回	6,446円	
----------	----	--------	--

別表妊婦健康診断料の項中「4,000円」を「4,090円」に改め、同表妊婦健康診断時超音波検査料の項中「2,000円」を「5,300円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考
略				略			
乳幼児健康診断料	1回	<u>4,400円</u> (4,000円)	括弧内の金額は、助産に係る資産の譲渡等に適用する。	乳幼児健康診断料	1回	<u>6,446円</u>	
略				略			
妊婦健康診断料	1回	<u>4,000円</u>		妊婦健康診断料	1回	<u>4,090円</u>	
妊婦健康診断時超音波検査料	1回	<u>2,000円</u>		妊婦健康診断時超音波検査料	1回	<u>5,300円</u>	
略				略			